

更新保留の申請について

対象：更新申請の要件に不足があるストーマ認定士の方

期間：更新年を含めた3年間まで保留が可能です。

※保留後も更新年は変わりません。

保留申請の必要事項：

- ・更新保留届を更新受付期間までにご提出ください
- ・更新審査料（10,000円）をお納めいただき、領収書のコピー等を保留届とあわせてご提出ください。

※3年間のうちに更新ができなかった場合、

審査料の返金はいたしません。

保留申請後、更新申請時にご提出いただく書類：

- ・ストーマ認定士 更新申請書（様式3）
- ・学会総会参加証コピー 2枚
※学会総会のうち1枚は地方会の参加証2枚での代用可能
- ・教育セミナーあるいはストーマ認定士スキルアップ講座参加証のコピー 1枚

※審査料は、保留届提出時に納入済みのため不要です。

Cf.更新申請時、学会会員の継続・会費完納も要件となります



今年更新なのに
総会参加が足りないよ！

資格更新の猶予について

対象：認定士資格維持・更新に際し「海外留学、病気療養、出産、その他やむを得ないご事情（※何らかの事情で業務から離れる場合）」のあるストーマ認定士の方

期間：認定委員会で審査の上、お申し出いただいた期日まで、更新手続きの猶予（延期）をいたします。

猶予申請の必要事項：

- ・更新猶予申請書は随時受付けておりますが、できる限り更新年までにご申請ください。
- ・猶予申請時の審査料（10,000円）は不要ですが、更新が可能になりましたら、申請書類のご提出と共に審査料をお支払いください。

猶予申請後、更新申請時にご提出いただく書類：

- ・ストーマ認定士 更新申請書（様式3）
- ・更新審査料（10,000円）領収書コピー
- ・学会総会参加証コピー 2枚
※学会総会のうち1枚は地方会の参加証2枚での代用可能
- ・教育セミナーあるいはストーマ認定士スキルアップ講座参加証のコピー 1枚

※委員会の承認後、更新年は延期されます。

Cf.更新申請時、学会会員の継続・会費完納も要件となります



子育てしながら認定士の更新、できますか？